

令和9年度

大町市入園申込ガイド

〔 保育園・認定こども園・地域型保育施設 共通 〕



大町市 子育て支援課 児童係

目 次

1 保育園・認定こども園・地域型保育施設について	3
2 入園できる要件	3
(1) 保育認定の場合（保育園・認定こども園（保育部分）・地域型保育施設）	3
(2) 教育認定の場合（認定こども園（教育部分））	4
3 支給認定手続きについて	4
(1) 認定の種類について	4
(2) 教育・保育時間について	5
(3) 保育時間の選び方について	5
(4) 延長保育（時間外保育）の利用について	5
4 入園申し込み手続きについて	6
(1) 入園申し込み方法	8
(2) 利用調整について	10
5 保育サービスについて	11
6 保育料等について	12
(1) 保育料の算定方法について	12
(2) 食材料費（副食費）について	12
(3) 保育料等の減免制度について	13
(4) 幼児教育・保育の無償化について	13
7 利用手続き Q&A	14

1 保育園・認定こども園・地域型保育施設について

- ◆ 保育園は、保護者が就労や病気等の理由により、家庭でお子さまを保育できない場合に、保護者にかわり保育する児童福祉施設です。入園には保育要件（下記2を参照）が必要です。
- ◆ 認定こども園は、保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。保護者の保育要件の有無に関わらずにお子さまを預けることができます。また、地域における子育て支援を行う機能もあります。大町市には3つの認定こども園があり、いずれも保育標準時間（11時間）で開所しています。
- ◆ 地域型保育施設は、0歳児から2歳児までのお子さまを対象とした、小規模保育を実施する施設です。大町市には、家庭的保育事業を提供する施設があり、8時～17時まで開所しています。
入園には、保育園と同じく就労などの保育要件が必要です。

2 入園できる要件

- ◆ 対象児童は大町市に住民票があり、小学校就学前である必要があります。

（1）保育認定の場合（保育園・認定こども園（保育部分）・地域型保育施設）

- ・ 保護者が次の“要件”のいずれかに該当している必要があります。

入園の要件	内 容（証明書等の手続き関係は6ページへ）
① 就 労	1か月あたり60時間以上の労働を常態としている
② 母親の出産等	3歳未満児：出産予定月の前3か月から出産月の後3か月のうち必要な期間 3歳以上児：妊娠がわかった時から出産月の後3か月のうち必要な期間
③ 疾病・障がい	疾病にかかっている、負傷している、精神または身体に障がいがある
④ 介護・看護	同居の親族を1か月あたり60時間以上介護または看護している
⑤ 災害復旧時等	地震、風水害、火災等の災害復旧にあたっている
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている 求職活動による保育利用期間は2か月を限度とする
⑦ 就 学	大学、専修学校等に在学している、または職業訓練校などで職業訓練を受けている等、1か月あたり60時間以上の就学
⑧ 育休継続	育児休業取得時に、既に保育園等を利用しているお子さま（3歳児クラス以上児（※）に限る）がいて継続利用が必要であること
⑨ 家庭保育	入園するお子さまのほかに、3歳未満のお子さんを家庭で保育している（3歳以上児の入園に適用）
⑩ 虐待・DV	虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）がある、またはその恐れがある

※令和9年4月1日時点で3歳を迎えているお子様（4月1日時点で3歳未満の場合は対象外）

・八坂地区、美麻地区にお住まいで、認定こども園に通園できない3歳以上児のお子さまに限り、保育園入園要件を満たしていなくても保育園が利用できる「特別利用保育」を実施しています。なお、利用には2,500円の費用が発生します。この費用は保育無償化（※P12参照）の対象外となります。

（２）教育認定の場合（認定こども園（教育部分））

・満3歳を迎えた日から、1号認定として認定こども園に入園ができます。また、国の無償化の対象として利用できるため、保育料はかかりません。（副食費別）なお、前ページの要件は必要ありません。こちらは「満3-1号（マツサイドウ）」と呼ばれます。

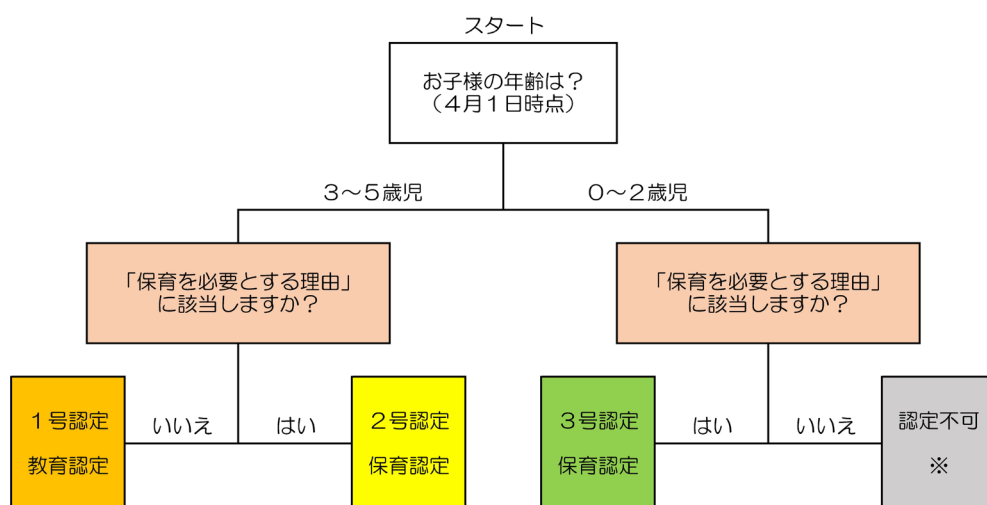
3 支給認定手続きについて

◆保育園や認定こども園を利用する前に、教育・保育の必要量に応じた『支給認定』を市から受ける必要があります。

（１）認定の種類について

認定区分	対象となるお子さま	利用できる施設	教育・保育の時間
1号認定	満3歳以上で就学前のお子さま 保護者の就労等の入園要件はなし	・認定こども園	4時間程度の教育標準時間（各園で異なる）
2号認定	満3歳以上で 保育を必要とする就学前のお子さま	・保育園 ・認定こども園	11時間の保育標準時間 又は8時間の保育短時間
3号認定	満3歳未満で 保育を必要とする就学前のお子さま	・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育施設	11時間の保育標準時間 又は8時間の保育短時間 （地域型保育施設は短時間保育のみ）

◇支給認定のフロー



利用できる施設（大町市の場合）

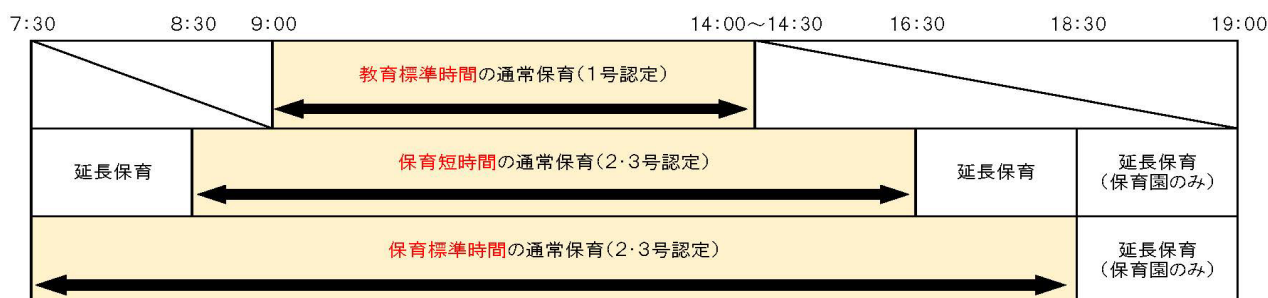
1号認定	認定こども園
2号認定	保育園・認定こども園
3号認定	保育園・認定こども園・家庭的保育事業施設

※ 一時保育などが利用できますので、お問合せください。

(2) 教育・保育時間について

認定区分	保育時間	認定の条件
教育標準時間	9:00～ 14:00/14:30(※)	満3歳を迎えていること 保育要件は必要ありません
保育短時間	8:30～16:30 (8時間)	保護者が月60時間以上の勤務など (保護者のいずれかがパートタイム勤務等)
保育標準時間	7:30～18:30 (11時間)	保護者が月120時間以上の勤務など (保護者のいずれもがフルタイム勤務等)

※保育終了時間が園ごと異なりますが、概ね 14:00～14:30 頃となります。



- ・家庭的保育事業施設は、保育短時間認定児のみのお預かりです。
8時～8時30分と16時30分～17時までの延長保育があります。
- ・育休継続要件、求職活動要件及び家庭保育要件で通園している園児は保育短時間の認定となります。
- ・産前産後要件、災害復旧要件及び虐待・DV要件で通園している園児は基本的に保育標準時間の認定となります。
- ・必要に応じて有料で延長保育を利用することが可能です。

(3) 保育時間の選び方について

就労時間等により保育短時間(8時間)または保育標準時間(11時間)を選びます。

例…「父・母ともに年間を通して、週5日8時間勤務」

→保育標準時間を選びます。(月120時間以上の勤務)

例…「父は8時間勤務で、母はパートの6時間勤務で、午後4時30分までには保育園・認定こども園へ迎えに行ける」(月60時間以上の勤務)

→保育短時間を選びます。

例…「父は8時間勤務で、母はパートで通常は午後4時30分までには保育園・認定こども園へ迎えに行けるが、会社の決算や棚卸しで12月と3月が残業となる」

→保育短時間で申請し、必要に応じて延長保育を申し込みます。

※就労状況等が変更となったときは保育時間を変更することも可能です。

(4) 延長保育(時間外保育)の利用について

保育短時間(8時30分～16時30分)認定を受けて、時間までに迎えに来ることができない場合は、延長保育を利用することができます。また、保育園のみ、保育標準時間認定の場合も18時30分～19時まで、延長保育を利用することができます。

4 入園申し込み手続きについて

- ◆令和9年度4月入園分の申し込みから、簡単便利な電子申請になりました！
- ◆昨年度まで、私立園をご希望されていた方は直接私立園へ申し込みをしておりましたが、令和9年度以降は市がまとめて受付します。

手続きに必要なもの

①教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（電子申請にて入力します）

②各種証明書類（保育を必要とする要件がわかるもの）

※2・3号認定は**事前準備が必要です**（1号認定の申請には不要です）

保育を必要とする理由		提出書類	添付書類
就労	常勤・パート・内職の方	就労証明書（様式1）	
	自営業・農業等の主の方	就労証明書（様式1）	確定申告書のコピー
	自営業・農業等の事業専従者	事業従事状況証明書（様式2）	事業主の確定申告書のコピー 又は源泉徴収票
求職活動		求職に関する申立書（様式3）	
起業準備		就労証明書（様式1）	（※表下部をご確認ください）
母親の出産等			母子手帳のコピー （母親の氏名及び出産予定日が分かるもの）
育休継続		就労証明書（様式1） （育児休業期間の記載が必要）	
家庭保育		提出書類は不要 （申請書の家族構成で確認）	
保護者の疾病・障がい等		医師による診断書（様式4） （4月と10月の年2回、都度提出が必要）	障害者手帳等のコピー
同居の親族の介護・看護		介護・看護状況申告書（様式5）	障害者手帳等のコピー又は医師による診断書（様式4）
災害復旧時等			罹災証明書
就学		学生証等のコピー及び就学時間の分かる資料	学生証等のコピー及び就学時間の分かる資料
虐待・DV		事前に子育て支援課へご相談ください	

※起業準備要件の方の提出書類

次の①～⑥すべてが記載されたものをご提出ください。様式は自由です。すべてが記載された事業計画書等のコピーでも構いません。また、⑦についても該当するものがあれば提出してください。

また、開業・起業後に、税務署に提出した開業届のコピーもしくは法務局から発行された履歴事項全部証明書を提出してください。

- ①屋号・事業所名（未定・仮称でも可）
- ②職種・事業内容（例：飲食店の開業等）
- ③開業・起業までの具体的なスケジュール
- ④開業・起業予定日

- ⑤主な就労場所
- ⑥開業・起業後の想定就労時間
（1日の就労時間と月就労日数）
- ⑦事業計画書・物件の賃貸借契約書・HPやチラシ等のコピー

③該当する場合に必要な提出書類

※該当する場合、全員**事前準備が必要です**

該当事項	提出書類
（４月～８月に入園希望） 令和８年１月１日時点で 大町市に住民票がない方	保護者の令和８年度所得・課税・扶養証明書（配偶者控除等を取っていることが分かる書類） ※前住所地の市町村役場から取り寄せてください（令和７年度市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書でも可）
（９月以降に入園希望） 令和９年１月１日時点で 大町市に住民票がない方	保護者の令和９年度所得・課税・扶養証明書（配偶者控除等を取っていることが分かる書類） ※令和９年６月以降に取得可能（自治体によって時期が異なる場合があります。）
ひとり親世帯（離婚成立又は未婚、死別）の場合	児童扶養手当証書のコピー
ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給していない場合	全部事項証明書【戸籍謄本】
離婚調停中で、保護者等の「保育の必要性の証明」が提出できない場合	調停証明書等のコピー
同居の親族に障がい者手帳等をお持ちの方がいる場合	障がい者手帳等のコピー
入園申し込み時に、まだ生まれていないお子さんの入園申し込みをする方	生まれてくるお子さんの母子手帳のコピー （保護者の氏名が記載されたページと、出産予定日が記載されたページ）
在留カードをお持ちの方	在留カードのコピー

- ・申し込み状況によっては、希望された園に入園できない可能性があります。
- ・転園や申込者の減少等によりクラス人数が減少し、集団保育体制が取れない場合には、集団保育の重要性を鑑み、新年度に転園をお願いする場合があります。
- ・６５歳以上の方の証明は不要です。ただし、同居するご家族等で身障手帳等をお持ちの方はコピーを提出してください。（保育料に影響する場合があります）
- ・求職や転職の場合、就職が決まったら必ず就労証明書を速やかに提出してください。未提出の場合は、状況確認をさせていただきます。
- ・ご不明な点はお相談ください。

(1) 入園申し込み方法

入園申し込みは、先着順ではありません！！
提出書類が準備できていることを確認の上、
期日までに申請してください。

○10月に申し込みできる方

- ・1号認定を希望する方
- ・4月1日～5月31日までに入園を希望する方
- ・6月1日以降に入園を希望する方で、現在育休中またはこれから取得予定で、その後令和10年3月までに復職し、復職に合わせて入園を希望する方
→入園予約の対象です。

○10月に申し込みできない方

- ・上記以外の方 ※次ページ「6月以降の途中入園について」をご覧ください。

【入園申し込み受付期間】

1号認定：令和8年 **10月14日（水）0：00 ～** ※期限はありません。

2・3号認定

一次受付：令和8年 **10月26日（月）0：00 ～ 10月31日（土）23：59**

二次受付：令和9年 **3月1日（月）0：00 ～ 3月12日（金）23：59**

【入園申し込み方法】

○1号認定

入園を希望する認定こども園に、直接お問合せください。各施設から、電子申請の方法及びその他手続きについて説明があります。

○2・3号認定

下記の二次元コードの読み取り、またはURLをクリックし、申請してください。入園を希望する施設への問い合わせ・連絡等は不要です。

【2・3号認定申請フォーム】※年度途中の申し込みもこちらから



<https://logoform.jp/f/7lloy>

【注意事項】

- 1号認定と2・3号認定では、申請期間・方法・申請フォームが異なりますので、ご注意ください。
- 申請内容や添付書類について、子育て支援課から確認のお電話をさせていただく場合があります。
- 入園申し込み期間内に、就労証明書や診断書等の書類の準備が間に合わない場合は、先に申請を行い、書類が整い次第、ホームページの「保育要件確認書類等後日提出用フォーム」にて早急に提出してください。
- 2・3号認定は期限を過ぎると申請不可となります。以降の申請は二次受付及び途中入園の申し込み期間にて受け付けます。
- 家庭の事情等により申請を取り下げる場合は、子育て支援課児童係までご連絡ください。

【6月以降の途中入園について】

育児休業を取得せずに、6月1日以降に2・3号認定で入園を希望する場合は、10月には申し込みができません。

表に記載の期間中に、電子申請にて申し込んでください。【期限厳守】

入園月	申し込み期間
6月入園	4月1日（木） ～ 4月24日（土）
7月入園	5月1日（土） ～ 5月29日（土）
8月入園	6月1日（火） ～ 6月26日（土）
9月入園	7月1日（木） ～ 7月24日（土）
10月入園	8月1日（日） ～ 8月28日（土）
11月入園	9月1日（水） ～ 9月25日（土）
12月入園	10月1日（金） ～ 10月23日（土）
1月入園	11月1日（月） ～ 11月27日（土）
2月入園	12月1日（水） ～ 12月25日（土）
3月入園	1月1日（土） ～ 1月29日（土）

- ・申請フォームは、前ページの二次元コード及びURLからアクセスできます。
- ・受付時間は、申し込み開始日の午前0時0分から、申し込み終了日の午後11時59分までです。
- ・入力項目等でご不明点がありましたら、子育て支援課児童係までお問合せください。

(2) 利用調整について

近年、未満児の入園申込者が非常に多く、希望とおり入園できないケースが増えていることから、受入定員を超えて入園申し込みがあった場合には、大町市保育所等利用調整基準表に基づき、優先順位を決定することとしています。

大町市 保育所及び認定こども園等利用調整基準表

保育所等の各年齢において、受け入れ定員を上回る保育の利用申し込みがあった場合は、以下により優先順位を決定し、優先順位の高い児童から入所を決定する。

【優先順位の決定方法】

父、母それぞれについて、当てはまる基本指数の中で一番高いものを決定し、父と母の指数を比較しより低い指数を基準指数とする。基準指数に調整指数を加えたものを利用調整における指数とし、指数が高いほど優先順位が高いものとする。

(1) 基本指数

入園の要件	内容	点数
就労	月160時間以上就労している者	20
	月140時間以上160時間未満就労している者	19
	月120時間以上140時間未満就労している者	18
	月100時間以上120時間未満就労している者	17
	月80時間以上100時間未満就労している者	16
	月60時間以上80時間未満就労している者	15
求職活動 起業準備	求職活動を継続して行っている、起業に向けた準備を行っている	5
妊娠・出産	入園月時点で産前3か月～産後3か月	20
育児休業中の 継続利用	育児休業取得時に既に保育園等を利用している児童で(3歳児クラス以上に限る)、継続利用が必要であること	7
家庭保育	3歳未満の子供を家庭で保育している(3歳以上児の入園に適用)	2
保護者の 疾病・障害	おおむね1か月以上の入院	20
	おおむね1か月以上常時臥床の状態 または要介護度4・5	19
	通院加療を行い、常に安静を要する または要介護度3	16
	通院加療を要し、おおむね半月以上の安静を要する 要介護度2	15
	その他	7
同居の親族の 介護	同居親族が1か月以上入院し、付き添いをしている	15
	おおむね半月以上、障がい児の介護、通園、通学、通院にあたっている	10
	常時、同居親族の長期療養の看護、介護を要する	7
災害復旧等	火災、風水害等の被害に遭い、その復旧にあたっている	20
就学	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	※1
虐待・DV等	福祉事務所等の関係機関に相談を行っているもの 保育の必要性和緊急性が高いと認められるもの	20
その他	保護者が大町市内の保育所等(※2)で月の就労時間が120時間以上の保育士等(※3)として就労しているまたはその予定がある場合	19

※1 就学については就労の指数を準用する

※2 大町市内に所在する保育園、認定こども園、家庭的保育事業所、認可外保育施設等

※3 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、小学校教諭、養護教諭等

(2) 調整指数

認定こども園への入園を希望する (希望する認定こども園における利用調整時のみ適用し、保育園での利用調整時には適用しない ※4)	30
ひとり親家庭(離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等)	10
生活保護法による被保護世帯	7
兄弟姉妹入所(既に兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合)	7
兄弟姉妹入所(兄弟姉妹を同時に申し込む場合)	5
地域型保育事業施設の卒園児	5
育児休業明けである	5
福祉事務所等関係機関の意見に基づき、児童福祉の観点から保育の実施が望ましいと認められる	5

※4 例【第1希望…認定こども園A 第2希望…保育園B 第3希望…認定こども園C の場合】

認定こども園Aの利用調整時には適用する。認定こども園Aに内定とならなかった場合は保育園Bでの利用調整となるが、この時には適用しない。保育園Bでも内定とならなかった場合は認定こども園Cでの利用調整となるが、この時は適用する。

(3) 点数の合計が同一の場合の優先度

1 兄弟姉妹が既に入所している世帯
2 基本指数が高い世帯
3 養育している子どもが多い世帯
4 市町村民税額が低い世帯
5 市税等の滞納が無い世帯

5 保育サービスについて

保育園	定員	延長保育 (時間外保育)	未満児保育	希望保育 (土曜保育)	アレルギー 対応
はなのき保育園 (大町若宮町)	150 名	○	○ (生後 6 か月～)	○	○
あすなろ保育園 (常盤清水)	180 名	○	○ (生後 6 ヶ月～)	—	○
しらかば保育園 (平白樺)	60 名	○	○ (1 歳 6 か月～)	—	—
どんぐり保育園 (社山下)	60 名	○	○ (1 歳 6 か月～) ※	—	—
たけのこ保育園 (八坂大平)	45 名	○	○ (2 歳児～)	—	—
み あ さ保育園 (美麻二重)	休 園 中				
く る み保育園 (大町栄町)	110 名	○	○ (満 1 歳～)	—	○
大町幼稚園 (大町神栄町)	45 名	○	○ (概ね 1 歳 8 か月～)	○	○
こまくさ幼稚園 (大町六九町)	75 名	○	○ (概ね 1 歳 10 か月～)	○	○
りんどう幼稚園 (平借馬)	75 名	○	○ (1 歳児～)	○	○
きらり大町総合 病院園 (大町高見町)	未満児 5 名	○ (保育短時間の前後 30 分のみ)	○ (生後 6 か月～)	○	—

※どんぐり保育園は原則 1 歳 6 ヶ月～受け入れですが、申込状況により満 1 歳～受け入れとなる場合があります。

- ・しらかば・どんぐり・たけのこ保育園の幼児クラスは、異年齢児を同じクラスで預かる混合保育です。
- ・延長保育は、保育園が 19 時まで、認定こども園が 18 時 30 分まで、きらり大町総合病院園が 17 時までです。
- ・保育園での希望保育（土曜保育）は、はなのき保育園で集約して実施しています。
はなのき保育園以外の保育園に入園している園児も、利用可能です。
認定こども園と地域型保育事業施設は、それぞれの園で土曜保育を実施しています。
- ・食物アレルギーや疾病の状況・年齢等を考慮し、他園への入園をおすすめすることがあります。
- ・申し込み状況によっては、希望された園に入園できない可能性があります。
- ・転園や申込者の減少等によりクラス人数が減少し、集団保育体制が取れない場合には、
集団保育の重要性を鑑み、新年度に転園をお願いする場合があります。

6 保育料等について

(1) 保育料の算定方法について

保育料の算定は、お子さまと同一世帯に属して生計を一にしている父母またはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税額の合計額により決められます。同一家庭の兄弟姉妹が入園となる場合は、保育料の軽減措置があります。

☆ 4月～8月分の保育料・・・前年度の市町村民税額から算定

☆ 9月～3月分の保育料・・・当年度の市町村民税額から算定

それぞれ、保育料決定通知書によりお知らせします。

※確定申告等により当年度の税額が変更になった場合でも、既に納付していただいた保育料の還付はいたしません。

◆3号認定（3歳未満児クラス）の保育料（大田市保育料徴収基準額表より）

階層	税額による世帯の階層区分	保育料 (標準時間)	保育料 (短時間)
第1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3	ひとり親世帯等で所得割額が48,600円未満	7,000円	6,000円
	上記以外の世帯で所得割額が48,600円未満	15,000円	13,000円
第4	ひとり親世帯等で所得割額が48,600円以上77,101円未満	9,000円	9,000円
	上記以外の世帯で所得割額が48,600円以上97,000円未満	22,000円	20,000円
第5	所得割額が169,000円未満	33,000円	31,000円
第6	所得割額が301,000円未満	52,000円	50,000円
第7	所得割額が397,000円未満	62,000円	60,000円
第8	所得割額が397,000円以上	72,000円	70,000円

※この表における所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等を控除する前の額となります。

※3号認定のお子さんは、3歳の誕生日の前々日までが3号認定の有効期間となり、その翌日からは2号認定となりますが、2歳児クラスに在籍する年度中の保育料については、3号認定のままとなります。

※保育料は市が一律算定するため、保育園と私立園で保育料は変わりません。

※里親へ委託されているお子さまの保育料は無料となります。

(2) 食材料費（副食費）について

2号認定のお子さまの食材料費（副食費）は無償化の対象外であるため、実費をご負担いただいております。

(3) 保育料等の減免制度について

多子世帯等の負担軽減のため、下記のとおり保育料等の減免を行っています。

国及び市の減免制度	保育料	減免の要件	対 象	減免率
		園児が第2子以降の場合	第2子	50%
			第3子以降	100%
		所得割額が57,700円未満の世帯	第1子	50%
			第2子以降	100%
		所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等	第1子	50%
			第2子以降	100%
副食費		園児が小学校就学前子どもの第3子以降の場合（1号認定の場合は小学校3年生までの中で第3子以降）	第3子以降	100%
		・1号認定で所得割額77,101円未満 ・2号認定で所得割額57,700円未満 （ひとり親世帯等に限る、77,101円未満）	対象全て	100%

(4) 幼児教育・保育の無償化について

① 3歳児から5歳児クラスの全てのお子様（2号認定児童）の保育料

無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間

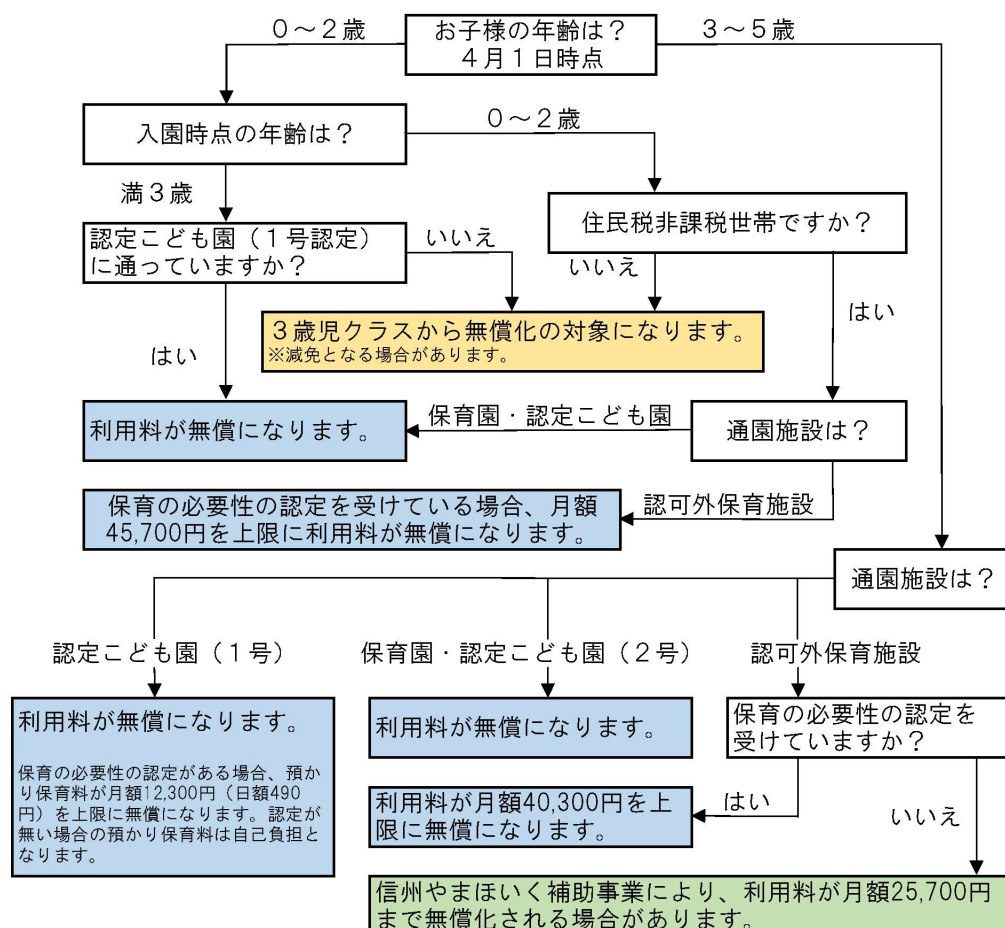
※延長保育料及び給食提供に係る食材費（副食費）は無償化の対象外

② 満3歳から卒園までの教育認定（1号認定）のお子様の利用料

③ 住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子様の保育料

家庭状況、お子さまの年齢に基づいて選択していくと、無償化の該当区分が分かります。

無償化フローチャート



7 利用手続き Q&A

◆申込手続き関係

Q1 大町市へ転入予定ですが、入園申し込みはできますか？

A1 入園月の前月末までに大町市に住民票を移すことが確実であれば申込可能です。入園月の前月末までに大町市に住民票がない場合は、入園決定を取り消す場合があります。

Q2 年度の途中からでも入園申込はできますか？【随時申請】

A2 申込可能です。各月に定められている期日までに電子申請にて申請をお願いします。
随時申し込みは定員に空きがない等の理由でご案内できない場合があります。

Q3 まだ生まれていない子どもの申し込みはできますか？

A3 申込可能です。出生届の手続きが完了したら、子育て支援課までご連絡ください。

Q4 入園要件を「求職活動」で申し込みを完了しましたが、その後就職が決まりました。入園要件の変更は可能ですか？

A4 申し込みをした受付期間中であれば、変更可能です。なお、入園の要件を変更する際は、必要書類を提出してください。

Q5 求職活動による保育利用期間は2か月となっていますが、その期間内に就職が決まらなかった場合はどうなりますか？

A5 退園となります。認定こども園の場合は、1号認定に変更が可能です。

Q6 育児休業から職場に復帰する予定ですが、入園の予約はできますか？

A6 入園予約が可能です。職場への復帰時期が確認できる就労証明書を添付の上、申込受付期間中に申請をお願いします。

Q7 疾病・障害要件で入園を希望しますが、診断書の提出はいつですか？

A7 診断書は年2回、4月と10月に都度提出していただきます。受診日が1ヶ月以内の診断書を提出してください。

Q8 2・3号認定の入園申し込みの際に優先順位などはありますか。

A8 保育の必要性が高いと認められる方からの入園となります。例えば「求職活動」で入園申し込みをされた方は、「就労」の要件で申し込まれた方より優先度が下がります。P10の「利用調整について」をご確認ください。

Q9 利用希望施設欄は第5希望まで入力する欄がありますが、第5希望まで入力しないといけませんか？

A9 第5希望まで全て入力する必要はありませんが、利用調整によって入園する園が決まっていくため第5希望まで入力することを推奨します。なお、0.1歳児で入園可能な園が5園以下の場合は、第5希望まで入力していただく必要はありません。

Q10 育児休業中も引き続き保育園・認定こども園を利用したいのですが、可能でしょうか？

A10 育児休暇取得時に既に保育園・認定こども園を利用している3歳児クラス以上のお子さまは、継続利用が必要であれば可能です。（3歳未満のお子さんはご利用できません）
利用調整の結果、継続利用ができない場合はご了承ください。なお、育休継続利用の場合は、保育短時間認定となり、延長保育の月額申し込みは不可となります。

Q11 育休継続要件での利用期間はいつまでですか？

A11 認定の有効期間は育休の終了日までとなります。職場復帰する場合は継続利用が可能です。退職する場合は退園となります。認定こども園の場合は、1号認定に変更が可能です。

Q12 出産を控えているため、上の子を保育園や認定こども園等に預けることは可能でしょうか？

A12 3歳以上児は妊娠がわかった時から、出産月の後3か月間のうち必要な期間利用が可能です。
3歳未満児については、出産予定月の前3か月、出産月の後3か月のうち必要な期間利用が可能です。いずれの場合も基本的に保育標準時間認定ですが、希望により保育短時間認定とすることも可能です。

【上の子が3歳未満児の場合の利用例】

出産予定日が9月15日の場合、利用期間は最大で6月1日～12月31日まで

※出産日が、出産予定日の属する月の前月もしくは翌月にずれた場合は、認定期間終了日も変更になります。

Q13 「家庭保育要件」での入園はどのような場合に適用になるのでしょうか。

A13 令和7年度より、3歳未満のお子さんを家庭で保育している場合の育児負担軽減のため、上のお子さんが3歳以上児の場合には「家庭保育要件」での入園が可能となりました。「家庭保育要件」での入園は、保育短時間認定で、延長保育の月額利用は不可となります。

Q14 就労要件の就労時間に、通勤時間や残業時間は含まれますか？

A14 通勤時間と残業時間は含めません。ただし、休憩時間は含めることができます。
就労時間の算定は、実際の就労時間ではなく、雇用契約上の就労時間で計算しています。

Q15 パートを2か所で掛け持ちしていますが、それぞれ就労時間が60時間を超えていないといけ
ないのですか？

A15 複数の事業所で就労している場合、それぞれの月の就労時間の合計が60時間を超えてい
れば、就労要件を満たすことができます。

Q16 運転免許取得を目的として、自動車教習所へ入校します。就学要件で入園はできますか？

A16 自動車教習所への入校は就学要件として認められません。一時保育等をご利用ください。

◆入園後の諸手続き関係

Q17 フルタイム勤務になったため、保育時間を変更することはできますか？

A17 変更後の勤務時間が分かる就労証明書を添付の上、支給認定変更申請書を提出してください。

Q18 保護者の勤務先が変更になった場合は手続きが必要ですか？

A18 新しい職場の就労証明書を速やかに提出してください。

Q19 育休継続要件で利用していたが、退職して求職活動する場合は継続利用が可能ですか？

A19 入園の要件が変更になる場合は再度入園申し込みが必要ですので、期限までに申し込みをお願い
します。利用調整の結果継続利用ができない場合はご了承ください。なお、育休継続要件から職場
復帰する場合の申し込みは不要です。

Q20 公立保育園での普段の持ち物などが記載されたものはありますか？

A20 この入園申込ガイドとは別に、持ち物などをまとめた「保育園ガイド」を準備しておりますので
ご確認ください。なお、私立園は各園にお問合せください。

◆保育料関係

Q21 離婚・再婚しました。保育料は変わりますか？

A21 変更となる場合があります。その場合は支給認定変更申請書の備考欄にその旨を記入していただ
き、必要書類があれば合わせてご提出ください。なお、変更後の保育料は翌月から収めていただき
ます。

Q22 第3子を3号認定で入園させたいのですが、保育料の軽減はありますか？

A22 長野県と市で共同で行う「保育料軽減事業」により、令和6年4月1日から第3子の保育料は無
償化されました。

Q23 2号認定子どもの副食費は無料にならないのですか？

A23 副食費は無償化の対象外のため、無料にはなりません。ただし、保護者の年収が360万円未満の世帯と、第3子以降の子どもについては、副食費が免除となります。

Q24 公立保育園での保育料や副食費の支払い方法を教えてください

A24 口座振替と納付書払いの2種類があります。口座振替の場合は、月末に自動的に引き落としとなります。市では、便利な口座振替での支払いを推奨しています。毎月25日までに金融機関でお手続きしていただくと、翌月分から適用されます。詳細は児童係または保育園へお問合せください。私立園は、各園にお問合せください。

Q25 9月から保育料が変わりました。なぜですか？

A25 基準となる年度の切り替えが、9月に実施されるためです。基準となる年とその前年の保護者の所得を比較した際に、所得に大きな変化があった場合は保育料が変わることがあります。

Q26 保育園・認定こども園・地域型保育施設はそれぞれ保育料が違うのですか？

A26 保育料は市が算定するため、入所する施設によって保育料が変わることはありません。（私的契約及び認可外保育施設を除く）

◇◇◇ お問い合わせ先 ◇◇◇

保 育 園 等 名	住 所	電話・有線・FAX (市外局番：0261)
大町市はなのき保育園	大町市大町 3504 番地 9 (若宮町)	22-0675
大町市あすなろ保育園	大町市常盤 3601 番地 18 (清水)	22-0727
大町市しらかば保育園	大町市平 9365 番地 3 (白樺)	22-1667
大町市どんぐり保育園	大町市社 4682 番地 26 (山下)	22-2002
大町市たけのこ保育園	大町市八坂 1073 番地 (大平)	26-2018
大町市みあさ保育園 (休 園 中)	大町市美麻 11780 番地 8 (二重)	22-0420 (市役所児童係)
大町市くるみ保育園	大町市大町 5560 番地 25 (栄町)	22-5142 (F a x) 22-3711
幼保連携型認定こども園 大町幼稚園	大町市大町 2663 番地 1 (神栄町)	22-0604
幼保連携型認定こども園 りんどう幼稚園	大町市平 5424 番地 1 (借馬)	23-2611
幼稚園型認定こども園 こまくさ幼稚園	大町市大町 4170 番地 2 (六九町)	22-1134
家庭的保育事業施設 きらり大町総合病院園	大町市大町 3122 番地 6 (高見町)	85-2528
大町市児童センター	大町市大町 4714 番地 (十日町)	22-0741
病児・病後児保育室 北アルプスキッズルーム	大町市大町 3130 番地(大町総合病院内)	080-2562-4925



[illegible]